

高松市農業委員会委員及び 高松市農地利用最適化推進委員の募集要項（概要版）

令和8年7月19日をもって任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

	農業委員（委員）	農地利用最適化推進委員（推進委員）
募集人数	24人	55人
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。
資格要件	次の要件に該当する者 ① 市内に住所を有する者 ② 市税を滞納していない者 なお、次のいずれかに該当する場合は、委員又は推進委員になることができません。 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
推薦・応募方法	推薦用紙又は応募用紙に必要な事項を記入し、農業委員会事務局農政課へ持参又は郵送。（EメールやFAXでの提出は不可） ※ 推薦・応募用紙は、農業委員会事務局農政課で配布又は市ホームページ「もっと高松」からもダウンロードできます。 http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/ 受付 平日の午前8時30分から午後5時 郵送 令和8年2月27日（金）必着	
受付期間	令和8年2月2日（月）～2月27日（金）	
推薦・応募状況の公表	受付期間中及び期間終了後に市ホームページで公表します。	
選考方法	提出された推薦・応募用紙の内容等を評価して高松市の農業の現状を理解するとともに、今後の高松市の農業の発展に寄与し、農地の利用の最適化の推進に熱意をもって活動できる方であるかを重視し、選考します。	
選考結果の通知	選考結果については、書面をもって推薦・応募された方全員に通知します。 ※電話等での結果に関する問い合わせにはお答えできません。	
任期	令和8年7月20日から 令和11年7月19日まで（3年間）	令和8年7月20日から 令和11年7月19日まで（3年間）
報酬（月額）	委員 40,400円	推進委員 35,400円
主な職務内容	・毎月総会に出席 ・農地法に係る農地の権利移動、農地転用許可、違反転用への対応 ・農用地利用集積等促進計画等の承認 ・農地利用最適化の推進に関する施策の意見の決定 ・推進委員と同様の業務	・毎月地区部会に出席 ・担当地区内での現場活動 ・農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進 ・農地パトロールによる遊休農地の発生防止・解消等
推薦・応募及び問合せ先	〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号（高松市役所12階） 高松市農業委員会事務局農政課 電話（087）839-2662	